

【令和8年3月24日公布 令和8年三浦市条例第8号】

三浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三浦市国民健康保険税条例（昭和30年三浦市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前条第1項の世帯主」を「世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）」に改め、「並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者（以下「国保課税被保険者」という。）」を削り、同条第3項中「国保課税被保険者」を「世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者」に改め、同条第4項中「につき」を「である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、当該合算額が同条第37項に規定する額を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、その額とする。

第3条の見出しを「（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）」に改め、同条第1項中「国保課税被保険者に係る」を削り、「第7条及び第9条において」を「以下」に、「100分の6.53」を「100分の6.96」に改める。

第5条の見出しを「（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）」に改め、同条中「国保課税被保険者」を「被保険者」に、「29,600円」を「34,900円」に改める。

第6条の見出しを「（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）」に改め、同条第1号中「20,700円」を「24,300円」に改め、同条第2号中「10,350円」を「12,150円」に改め、同条第3号中「15,525円」を「18,225円」に改める。

第7条の見出しを「（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）」に改め、同条中「国保課税被保険者に係る」を削り、「100分の2.79」を「100分の2.73」に改める。

第8条の見出しを「（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）」に改め、同条中「国保課税被保険者」を「被保険者」に、「17,400円」を「18,900円」に改める。

第9条の見出しを「（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）」に改め、同条中「100分の2.25」を「100分の2.41」に改める。

第11条の見出し中「介護納付金課税額」を「介護納付金課税被保険者」に改め、同条中「13,400円」を「15,200円」に改める。

第12条の見出し中「介護納付金課税額」を「介護納付金課税被保険者」に改め、同条中「7,000円」を「7,900円」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第12条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第12条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2,000円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第12条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする。

第25条第1項中「同条第3項本文」を「第2条第3項本文」に、「並びに同条第4項本文」を「、第2条第4項本文」に、「）の合算額」を「）並びに第2条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からカ及びキに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第37項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額」に改め、同項第1号アからオま

でを次のように改める。

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 24,430円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 17,010円
 - （イ） 特定世帯 8,505円
 - （ウ） 特定継続世帯 12,758円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 13,230円
- エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 10,640円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 5,530円

第25条第1項第1号に次のように加える。

- カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,400円
- キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 140円

第25条第1項第2号アからオまでを次のように改める。

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 17,450円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,150円
 - （イ） 特定世帯 6,075円
 - （ウ） 特定継続世帯 9,113円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険

者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 9,450円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,600円

オ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,950円

第25条第1項第2号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,000円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 100円

第25条第1項第3号アからオまでを次のように改める。

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,980円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,860円

（イ） 特定世帯 2,430円

（ウ） 特定継続世帯 3,645円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,780円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,040円

オ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,580円

第25条第1項第3号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 400円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 40円

第25条第2項第1号ア中「4,440円」を「5,235円」に改め、同号イ中「7,400円」を「8,725円」に改め、同号ウ中「11,840円」を「13,960円」に改め、同号エ中「14,800円」を「17,450円」に改め、同項第2号ア中「2,610円」を「2,835円」に改め、同号イ中「4,350円」を「4,725円」に改め、同号ウ中「6,960円」を「7,560円」に改め、同号エ中「8,700円」を「9,450円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 300円

イ 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 500円

ウ 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1,000円

第25条第3項中「及び被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に、「」は、「」を「及び18歳以上被保険者均等割額）は、「」に改め、同項第1号から第6号までの規定中「出産被保険者に係る」を「国民健康保険の出産被保険者に係る」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第12条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第12条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第12条の4

の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第25条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第9条」の次に「、第12条の2」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の三浦市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。